不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>入場の禁止及び退場命令</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>教育総務部生涯学習スポーツ課スポーツ・青少年係</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市スポーツ施設条例第１１条
管理者は、スポーツ施設内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入場を禁止し、又はその者に対し、退場を命ずることができる。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関　係　条　項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>１　次の場合は、入場を禁止する。
⑴　保護者又は付き添いのない幼児
⑵　飲酒している者又は酒気帯びの者

２　次の場合は、退場を命じる。
⑴　保護者又は付添人がいる幼児の場合であっても、入場後に幼児の保護及び監督をしないとき。
⑵　指定した場所以外の場所に立ち入ろうとしたとき。
⑶　指定した場所以外の場所において喫煙その他火気を使用しようとするとき。
⑷　指定した場所以外の場所において飲食をしようとするとき。
⑸　騒音若しくは大声を発し、又は暴力を用いる等他に迷惑を及ぼしているとき。
⑹　スポーツ施設等に従事する係員の指示に従わないとき。

３　次の場合は、入場を禁止し、又は退場を命じる。
⑴　指定した場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車し、他の交通又は他のものに迷惑をかけているとき。
⑵　青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるとき。
⑶　その他上記に準じると認められるとき。</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１１年７月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>